

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

ページ

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (共同参画社会推進課) ー
- 救急医療機関の認証 (医療整備課) ー
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) ー
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出 (同) 二
- 認証食品の認証 (食産業振興課) 二
- 県営土地改良事業計画の縦覧 (農村振興課) 二
- 保安林の指定の予定(二件) (森林整備課) 二
- 保安林の指定の予定告示内容の掲示 (同) 三
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 三
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (都市計画課) 四
- 平成二十一年度個人情報保護条例の運用状況 (県政情報公開室) 四
- 平成二十一年度情報公開条例の施行状況 (同) 六
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の告示(二件) (道路課) 七
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 一
- 宮城海区漁業調整委員会 (一) 一
- 秋さけ固定式さし網漁業の制限 (一) 一
- 土地区画整理事業における書類の送付にかわる告示 (二〇) 二〇

正 誤

告 示

○宮城県公報第二二七八号中

二二

○宮城県告示第八百八号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 JAPAN KURIHARA

一 代表者の氏名 佐藤 達雄

二 主たる事務所の所在地 栗原市築館字芋塚八ツ又四十七番地十一

三 定款に記載された目的 この法人は地域における災害復興・救済活動を通じて、住民活動の活性化を図り緑豊かな環境の整備、保全事業などの暮らしやすいまちづくりを行う。

また、地域環境を利用したグリーンツーリズムにより子どもへの健全育成を図るほか、高齢者や障害者に対する医療・福祉活動、国際交流支援などにより誰もが安心して暮らせるノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

平成二十二年七月十二日

四 申請のあった年月日

○宮城県告示第八百九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十二年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県告示第八百十号

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
財団法人宮城厚生協 会泉病院	仙台市泉区長命ケ丘二丁目一番地の一	平成二十二年八月七日	平成二十五年八月六日
医療法人松田会松田 病院	仙台市泉区実沢字立田屋敷一七番地の一	平成二十二年八月七日	平成二十五年八月六日

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一一五〇〇四三一	事業所の名称及び所在地	〔広域介護サービス田尻大崎市田尻沼部字富岡浦二十五番地の三〕	指定障害福祉サービスの種類	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	設置者名	株式会社宮城登米広域介護サービス	指定年月日	平成二十二年八月一日
-------	------------	-------------	--------------------------------	---------------	------------------------	------	------------------	-------	------------

〇宮城県告示第八百一十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇二〇〇五六二	設置者名	アースサポート株式会社	事業所の名称及び所在地	変更前 アースサポート株式会社 石巻在宅サービスセンター 石巻市蛇田字下谷地一番地六	変更後 アースサポート石巻 石巻市蛇田字下谷地一番地六	変更年月日	平成二十二年七月一日
-------	------------	------	-------------	-------------	---	-----------------------------------	-------	------------

〇宮城県告示第八百一十二号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十二年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号	一	品目	認証食品	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
------	---	----	------	--------	---------	----------

九十三	豆腐	有限会社ほし食品 代表取締役 星考	有限会社ほし食品	遠田郡美里町字藤ヶ崎町四二
九十九	納豆	萬歳食品工業株式会社 代表取締役 井辰夫	萬歳食品工業株式会社	仙台市青葉区栗生六丁目一・五
一百三十	乾のり・ 焼きのり	株式会社飯塚海苔店 代表取締役 飯塚三男	株式会社飯塚海苔店	仙台市若林区卸町東一丁目四・一六
二百三十	焼き魚介類	有限会社ウツミ水産 代表取締役 内海春寿	有限会社ウツミ水産	宮城県利府町赤沼字井戸尻六八
百八十	乾のり・ 焼きのり	有限会社今野商店 代表取締役 今野武雄	卸問屋横山海苔店	塩釜市藤倉一丁目二・一八

二 認証年月日

平成二十二年八月三日

〇宮城県告示第八百一十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県管轄神地区土地改良事業（かんがい排水事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年八月十日から平成二十二年九月六日まで

三 縦覧場所

大崎市役所、大崎市鹿島台総合支所、松島町役場

〇宮城県告示第八百一十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒文字大明神二〇二、二〇五、二二二の八、文字沢口二二、一五から一九まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

文字大明神二〇二・二〇五・二二二の八・文字沢口二二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）一五から一八まで、一九（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字草木沢角間三三六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

草木沢角間三三六の一（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、平成二十二年五月七日付け二一森整第六百六十九号で関係者あて通知したところ、

次の者は、所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を石巻市役所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十二年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

石巻市皿貝字土屋沢山一七の八八、一七の一三から一七の一五まで

二 所在が不明である者の住所氏名

東京都板橋区赤塚五丁目十二番二号 我妻 栄喜

三 通知の内容

一の森林について、平成二十二年五月七日宮城県告示第四百七十八号で告示したとおり保安林に指定する予定である。

○宮城県告示第八百十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十二年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十二年八月五日
二
商号又は名称等

日野 株式会社久義	石巻市三輪田字谷津百五十五・一	般・十七 第一万六千五百	一部廃業 一般建設業	平成二十二年 七月七日
株式会社トキハ 八巻 徳郎	仙台市太白区郡山六丁目七・一	般・特・十九 第一万四千五百	全部廃業 特定建設業 電気工事業 管工事業 一般建設業 建築工事業 塗装工事業 機械器具設置工事業	平成二十二年 七月一日
有限会社佐藤益 建築 良秀	宮城県松島町初原字焼林四・五	般・十八 第一万四千二百五十八号	全部廃業 一般建設業 大工事業	平成二十二年 七月十二日
ウオール工業株式会社 山田 英隆	仙台市宮城野区岩切字鴻巣百五十七・一	般・十七 第一万四千零八号	全部廃業 一般建設業 内装仕上工事業	平成二十二年 七月七日
株式会社富有 建尾 公彦	仙台市若林区六丁の目中町六・三十六	般・十九 第一万七千九百七十七号	一部廃業 一般建設業 管工事業 造園工事業 消防施設工事業	平成二十二年 七月十四日
有限会社武山建 設 幸文	石巻市針岡字狼五	般・十八 第七千七百八号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工工事業	平成二十二年 七月一日
株式会社佐藤組 佐藤 清一	遠田郡涌谷町太田字中太田六十七	特・十七 第六千五百十号	全部廃業 特定建設業 土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業	平成二十二年 七月二日
東洋緑化株式会 社 高橋 允	仙台市青葉区柏木一丁目一・八ボラリスビル二階	般・特・二十 第五千三十号	一部廃業 一般建設業	平成二十二年 七月七日
富野建設 橋 郁孝	栗原市築館字城生野唐崎九十三・三	般・十九 第七百二十四号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工工事業 トイレ・れんが・ブロック工事業	平成二十二年 七月七日
株式会社佐々木 猪股 研	登米市石越町北郷字赤谷一・三	般・特・十七 第二百六十号	一部廃業 一般建設業 造園工事業	平成二十二年 七月七日
商号又は名称及び 代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設 可 番 号	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類	受付年月日

有限会社篤建環 境開発 狩野 教雄	栗原市鷲沢南郷五輪原六十四・六	十一号 般・十九 第一万六千五百十号	一部廃業 一般建設業 建築工事業 大根工事業 内装仕上工事業	平成二十二年 七月二日
株式会社相馬総 業 相馬 洋一	仙台市宮城野区新田一丁目六・二十五	般・十九 第一万七千九百四十六号	一部廃業 一般建設業 土木工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十二年 七月十二日
株式会社カドワ 牛 研見	東松島市矢本字蜂谷浦七十五・六	般・二十一 第一万八千五百三十一号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十二年 七月十四日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第八百十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十二年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

鹿島台町已待田土地区画整理組合

二 事務所所在地

大崎市鹿島台平渡字已待田五百九十三番地

三 設立認可の年月日

平成十五年二月十四日

四 変更認可の年月日

平成二十二年八月四日

公 告

○個人情報保護条例（平成八年宮城県条例第二十七号。以下「条例」といふ。）第六十二条の規定により、平成二十一年度における条例の運用状況を次のとおり公表する。

- 1 個人情報取扱事務の登録件数 1,111件
- 2 個人情報の開示請求の件数及び処理状況
 条例第16条第1項の規定による開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

受付件数	処 理 状 況						
	開 示	部分開示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他	処理中
259	129	114	2	0	7	7	0

(注)「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

3 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

区分 実施機関名	件数	処 理 状 況					
		開 示	部 分 開 示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他
知 事	13	7	6	0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	1	1	0	0	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	190	108	79	1	0	2	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	1	1	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	1	0	1	0	0	0	0
警 察 本 部 長	40	1	26	1	0	5	7
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0

労 働 委 員 会	2	0	2	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
こ ど も 病 院	0	0	0	0	0	0	0
宮 城 大 学	11	11	0	0	0	0	0
合 計	259	129	114	2	0	7	7

(注)「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

4 開示請求の決定に対する不服申立ての状況

条例第21条第1項の規定による開示決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）

第5条又は第6条の規定に基づき不服申立てがあったものは、次のとおりである。

(1) 件数及び処理状況

区分 異議申立て 審請求 計	前年度からの継続分	今年度の不服申立て	計	処 理 状 況			
				決 定 (裁 決)	取 下 げ	審 理 中	
				却 下	棄 却	一 部 認 容	認 容
異議申立て	2	3	5	0	0	2	0
審請求	1	0	1	0	0	0	0
計	3	3	6	0	0	2	0

(2) 件名及び処理状況

イ 宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 数	名	処理状況

平成20年4月24日	平成○年○月○日に実施された、○○試験の採点された解答用紙に記載されている個人情報の非開示決定に対する異議申立て	一部認容
平成20年6月30日	平成○年○月○日付け意見書、平成○年○月○日付け○○に関する調査資料に記載されている請求者の個人情報の部分開示決定等に対する異議申立て	一部認容
平成20年11月12日	平成○年○月○日頃に発生した請求者の事故の写真及び図に記載された請求者の個人情報に対する不存在決定等に対する審査請求	審理中
平成21年4月7日	○○審査会での請求者に関する話し合いの全内容及び○○が提出した本人に関する報告書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審理中
平成21年5月27日	平成○年○月○日付け○○の認定について及び平成○年○月○日付け平成○年度第○回○○審査委員答資料に記載された個人情報部分開示決定に対する異議申立て	審理中
平成21年12月25日	平成○年○月○日付け○○の所見及び平成○年○月○日付け○○の所見に記載された個人情報の非開示決定に対する異議申立て	審理中

□ 審査会に諮問されなかったもの（取下げされたものを除く。） 0件

5 口頭による開示請求の件数 45,236件

6 訂正請求の件数及びその処理状況 0件

7 訂正請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 0件

8 実施機関が取り扱う個人情報に関する苦情の申出の件数及びその処理状況

(1) 件数 5件

(2) 処理状況

苦情申出年月日	件名	処理状況
平成21年6月1日	指定管理者による個人情報の取り扱いについて	実施機関を通じて指導
平成21年8月27日	実施機関が保有する個人情報の第三者への提供について	実施機関より文書で回答
平成21年10月17日	実施機関が保有する個人情報の取り扱いについて	実施機関より文書で回答
平成21年11月9日	実施機関による個人情報の収集について	実施機関より口頭で回答
平成22年1月27日	実施機関が保有する個人情報の取り扱いについて	実施機関へ伝達

9 事業者が取り扱う個人情報に関する苦情の相談の件数及びその処理状況 0件

○豊後公設事務所（〒757-1101 広島県豊後郡十市町「栄町」2-2-6） 豊後三十七条の駅ビルビル
 〒757-1101 豊後郡十市町「栄町」2-2-6
 〒757-1101 豊後郡十市町

広島県民権センター 豊後 支店

1 行政文書の開示請求の件数及び処理状況

条例第4条の規定による行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）の件数及び処理状況は、次のとおりである。

受付件数	処 理 状 況				その他	処理中
	開示	部分開示	非開示	存否応答拒否		
757	393	155	2	3	31	173
						0

（注）「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

2 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

区 分	受付件数	処 理 状 況				文書不 存在	その他
		開示	部 分 開 示	非開示	存 否 応 答 拒 否		
知 事	637	364	112	0	0	21	140
公 営 企 業 管 理 者	4	0	1	0	0	1	2
病 院 事 業 管 理 者	1	1	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	36	10	7	0	0	4	15
選 挙 管 理 委 員 会	21	3	15	0	0	0	3
人 事 委 員 会	7	2	2	2	0	1	0
監 査 委 員 会	1	1	0	0	0	0	0

公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	41	7	16	0	3	4	11				
労働委員会	2	1	1	0	0	0	0				
収用委員会	1	0	1	0	0	0	0				
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0				
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0				
住宅供給公社	0	0	0	0	0	0	0				
道路公社	4	2	0	0	0	0	2				
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0				
こども病院	0	0	0	0	0	0	0				
宮城大学	2	2	0	0	0	0	0				
合 計	757	393	155	2	3	31	173				

(注)「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

3 不服申立ての状況

条例第6条第1項の規定による開示決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条又は第6条の規定に基づき不服申立てがあったものは、次のとおりである。

(1) 件数及び処理状況

前年度からの継続分	今年度の不服申立て	計	処 理 状 況				取下げ	審理中
			決 定 (裁 決)	却 下	棄 却	一 部 認 容		
2	1	3	0	1	2	0	0	
異議申立て								

審査請求	0	0	0	0	0	0	0
計	2	1	3	0	1	2	0

(2) 件名及び処理状況

イ 宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 名	処理状況
平成20年4月24日	平成19年度技能検定実技試験採点基準の非開示決定に対する異議申立て	棄 却
平成21年2月16日	平成21年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考に関する文書の部分開示決定に対する異議申立て	一 部 認 容
平成21年5月13日	宮城県公立小・中学校管理職候補者選考関係文書の行政文書部分開示決定に対する異議申立て	一 部 認 容

ロ 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。）

なし

○政府調達に関する規定の適用を受けずる調達に次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム）標準、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分（単価契約） 千二百五十九トン

(二) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム）ミニリモーター、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分（単価契約） 二百二十九トン

(三) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム）、八トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分（単価契約） 四百三十一キログラム

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から平成二十三年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県仙台土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十二条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係

者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇 八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十二年九月十日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の作成等

1 入札書の作成

入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものごとに作成すること。

2 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所 入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八三・〇八三六 仙台市宮城野区幸町四丁目一番二号

宮城県仙台土木事務所経理班(担当 川島 郁美 電話〇二二・二九七・四二二二)

3 入札説明書の交付期限

平成二十二年八月二十七日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十二年八月二十六日(木)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年九月八日(水)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十二年九月二十一日(火)午後五時まで

(二) 場所 2に同じ。

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日時は平成二十二年九月二十八日(火)とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

- (一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時 宮城県仙台土木事務所三階小会議室
- (二) 一の1の(二)の購入物品 午前十時十分 宮城県仙台土木事務所三階小会議室
- (三) 一の1の(三)の購入物品 午前十時二十分 宮城県仙台土木事務所三階小会議室

四 入札に参加することができない者

- 1 一に定める資格を有しない者
- 2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十二年宮城県規則第十九号)第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十二年宮城県規則第十九号)第二条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の1の(一)及び(二)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(三)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (on a procurement contract Basis)
- 2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2011.
- 3 Place of Delivery : Within Sendai public works office areas of jurisdiction.
- 4 Deadline for Bid : Tuesday, September 21, 2010, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Ikumi Kawashima, Procurement Section, Sendai Public Works Office, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 4-1-2 saiwaicho, miyagino-ku, Sendai, Miyagi 983-0836 Japan. Tel.: 022-297-4112
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese Yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十二年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び納入予定数量
- (一) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分)(単価契約) 千二百八十トン
- (二) 凍結防止剤(液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分)(単価契約) 八十二キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から平成二十三年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県北部土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、

又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十二年九月十日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の作成等

1 入札書の作成

入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものごとに作成すること。

2 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八九・六一一七 大崎市古川旭四丁目一番一号
宮城県北部土木事務所経理班（担当 小野寺 恵 電話〇二二九・九一・〇七六七）

3 入札説明書の交付期限

平成二十二年八月二十七日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十二年八月二十六日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年九月八日（水）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十二年九月二十一日（火）午後五時まで

(二) 場所 2に同じ。

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は平成二十二年九月三十日（木）とし、開札の時刻及び場所は

<p>一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。</p> <p>(一) 一の1の(一)の購入物品 午前10時 宮城県大崎合同庁舎五階五〇四会議室</p> <p>(二) 一の1の(二)の購入物品 午前10時10分 宮城県大崎合同庁舎五階五〇四会議室</p> <p>四 入札に参加することができない者</p> <p>1 二に定める資格を有しない者</p> <p>2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則平成二十二年宮城県規則第十九号)第二条の規定による。</p> <p>3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法</p> <p>(一) 入札金額は一の1の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。</p> <p>(二) 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>9 詳細は、入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (on a procurement contract</p>	<p>(Basis)</p> <p>2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2011.</p> <p>3 Place of Delivery : Within Hokkaido public works office areas of jurisdiction.</p> <p>4 Deadline for Bid : Tuesday, September 21, 2010, 5 : 00 p.m.</p> <p>5 Contact Person : Megumi Onodera, Procurement Section, Hokkaido Public Works Office, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 4-1-1 Furukawasahi, Oosaki, Miyagi 989-6117 Japan. Tel: 0229-91-0767</p> <p>6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese Yen only</p> <p>○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。</p> <p>平成二十二年八月十日</p> <p>一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる 宮城県知事 村 井 嘉 浩 黒川郡大衡村大衡字河原六十六番三、六十七番十二及び同字座府七十二番六</p> <p>二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 仙台市青葉区堤町一丁目七番三十号 燦ケアサービズ株式会社</p>
<p>○宮城海区漁業調整委員会指示第一号</p> <p>漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島溝波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面(共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」といふ。)において、十トン未満の漁船を使用して行う秋さけ固定式さし網漁業(以下「さけ固定式さし網漁業」といふ。)の操業については、次のとおり制限する。</p> <p>平成二十二年八月十日</p> <p style="text-align: center;">宮城海区漁業調整委員会</p> <p style="text-align: center;">会 長 畠 山 喜 勝</p> <p>一 制限期間 平成二十二年九月一日から平成二十三年一月三十一日まで</p> <p>二 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島溝波岐崎正東の線以北における、水深百四十一</p>	<p style="text-align: center;">宮城海区漁業調整委員会</p>

トル以浅の水域

三 操業期間

平成二十二年九月二十五日から同年十一月二十日まで。ただし、宮城海区漁業調整委員会指示によるさけ採捕の制限による期間を除く。

四 操業の承認

規制区域においてさけ固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙秋さけ固定式さし網漁業承認事務取扱要領の定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

五 承認隻数

承認の隻数の上限は、二百十八隻とする。

六 承認の対象者

承認の対象者は、漁業法その他関連法令に抵触しない者であつて、漁業調整上特に支障がなく、かつ、さけの特性を認識し、さけ増殖事業に協力する次の各号のいずれかに該当するものとする。

(一) 平成二十一年度において、さけ固定式さし網漁業承認証（以下「承認証」という。）の交付を受け、宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を有する者（以下「水揚げ実績を有する者」という。）。

(二) 平成二十一年度において、水揚げ実績を有する者以外の者にあつては、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成十九年度及び平成二十年度に承認証の交付を受け、いずれの年度においても水揚げ実績を有する者。

(2) 平成二十年度に新規に承認証の交付を受けた者であつて、平成二十年度において水揚げ実績を有する者。

(3) 平成二十一年度に新規に承認証の交付を受けた者。

(三) 平成二十二年度から新規に着業し、承認を受けようとする者。ただし、承認に係る隻数は四隻以内とする。

七 操業の条件及び制限

1 操業の承認を受けた者（以下「操業者」という。）は、操業する際、委員会が交付する承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。

2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

3 敷設できる漁具の総延長は、三キロメートル以内とし、二張を超えて敷設してはならない。

4 漁具を二張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。

5 漁具の敷設開始時間は午前四時以降とし、揚網開始時間は同日午前八時（南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前九時）とする。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合は除く。

6 漁具の敷設回数は、一日一回とする。

7 漁具は、東方向（真方位九十度）に敷設しなければならない。

8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。

9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。

10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。

11 さけ固定式さし網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡三番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。

12 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

八 承認の取り消し
この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(別紙)

秋さけ固定式さし網漁業承認事務取扱要領

(操業の承認申請)

第一 秋さけ固定式さし網漁業の制限（平成二十二年宮城海区漁業調整委員会指示第一号。）の承認を受けようとする者は、秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請書（様式第二号。以下「承認申請書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 承認申請書の受理期間は、委員会指示の翌日から平成二十二年八月二十日までとする。

3 承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(一) 漁船原簿謄本

(二) 年間事業計画書（様式第二号）

(三) 委員会指示六の(三)に該当する場合は、申請調書（様式第三号）

(四) 所属漁業協同組合支所運営委員長又は代表理事組合長の副申書

(五) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

4 承認申請書は、申請者の所屬する漁業協同組合が取りまとめ、秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請一覧表（様式第四号）を添えて、提出するものとする。
（操業承認証の交付）

第二 委員会は、操業の承認をしたときは、申請者の所在地を管轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じて、漁船（漁ろつ装置、漁網を含む。）を確認の上、秋さけ固定式さし網漁業操業承認証（様式第五号。以下「承認証」という。）を申請者に交付する。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町一丁目九・一 電話〇二二・三六五・〇一九一
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市東中里一丁目四・三二一 電話〇二二五・九五・一四一一
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市港町四九九 電話〇二二六・二二・六八二五

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所に連絡の上、その指示を受けなければならない。

（承認証の書換交付）

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく秋さけ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書（様式第六号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

2 前項の申請は、第一の3(五)の規定を準用する。

（承認証の再交付）

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく秋さけ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書（様式第七号）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。
（船体の標識）

第五 委員会指示七の2の別に定める標識は、様式第八号とする。

（漁獲成績報告書）

第六 委員会指示七の12の漁獲成績報告書は、様式第九号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類（水揚げ切書等の写し）を添付するものとする。

（承認申請書等の経由）

第七 第一、第三、第四及び第六の規定による申請又は報告は、地方振興事務所を経由して行うものとする。

（様式第一号）

秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城県漁業調整委員会 会長 殿

住 所
氏 名

印

秋さけ固定式さし網漁業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 操業期間 平成22年9月25日から同年11月20日まで

2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市鯉地島瀧波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

(1) 船 名 丸

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数 トン

(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 漁具の規模

km x 張り = km

km x 張り = km

5 申請理由

合計 張り km

(様式第2号)

年間事業計画書

船名 _____ 丸 氏名 _____

漁獲物の種類	漁業	漁業	漁業	合計
操業期間				
操業日数(日)				
航海数(回)				
漁獲予想数量(kg)				
漁獲予想金額(円)				
乗組員(人)				
所要経費(円)	人件費			
	燃料費			
	費			
合計				

(A4縦)

(様式第3号)

申請調書

住所			
氏名			
生年月日	年	月	日
漁業形態	1: 漁船漁業専業 2: 養殖との兼業 3: 養殖専業 該当する番号に○印をお願いします。		
漁業従事年数			
使用漁船	船名	漁船登録番	M G -
	推進機関の種類及び馬力	(kW・PS)	総トン数
年間操業実績			

漁業種類	操業期間	水揚数量(kg)	水揚金額(千円)
1	(○月○旬~○月○旬)		
2			
3			
4			
5			
6			
合計			

前年度(4月から翌年3月まで)における年間操業実績を記入願います。

上記のとおり相違ないことを証します。

平成 年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長(支所運営委員長) 印

(A4縦)

(様式第4号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請一覧表

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合 代表理事組合長(支所運営委員長) 印

一連 番号	船 名	漁 船 登 録 番 号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	申 請 者		前 年 度 承 認 証 番 号	前年度水揚 実績の有無
					住 所	氏 名		

(A4横)

(様式第5号)

(表)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証	宮さけ第 号〇
住 所 氏 名	
1 操業期間 平成22年9月25日 から 平成22年11月20日 まで	
2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島瀧波岐崎正東の線以北にお ける、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。	
3 使用する船舶	丸
(1) 船 名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総 ト ン 数	トン
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
4 操業の条件及び制限 裏面記載のとおり	
年 月 日	
宮城海区漁業調整委員会 会 長	印

(A4縦)

(様式第 5 号)

(裏)

操 業 の 条 件 及 び 制 限 (委員会指示第七)

- 1 操業の承認を受けた者(以下「操業者」という。)は、操業する際、委員会が交付する秋さけ固定式さし網漁業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
- 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 敷設できる漁具の総延長は、3キロメートル以内とし、2張を超えて敷設してはならない。
- 4 漁具を2張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
- 5 漁具の敷設開始時間は午前4時以降とし、揚網開始時間は同日午前8時(南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあっては、同日午前9時)とする。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合を除く。
- 6 漁具の敷設回数は、1日1回とする。
- 7 漁具は、東方向(真方位90度)に敷設しなければならない。
- 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
- 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
- 10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則(昭和41年宮城県規則第73号)第57条第1項に規定する標識をしなければならない。
- 11 さけ固定式さし網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラawl回避に努めなければならない。
- 12 操業期間終了後は、1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

承 認 の 取 り 消 し (委員会指示第八)

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(様式第 6 号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

印

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したので、書換交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第 号
- 2 船 名 丸
- 3 書換する事項

項 目	書 換 前	書 換 後

4 書換を必要とする理由

(A 4 縦)

(様式第7号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会 会長 殿

住 所

氏 名

印

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証を滅失(き損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第 号
- 2 船 名 丸
- 3 滅失(き損)の理由

(A4縦)

(様式第8号)

宮さけ 第 号〇

- 1 文字及び数字(承認証番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字(承認証番号)及び枠は、朱色とすること。
- 3 〇印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合)にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。

(様式第9号)

秋さけ固定式さし網漁業漁獲成績報告書

提出年月日： 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮さけ 第	号
氏 名		印	船 名	
乗 組 員		人	総トン数	
刺 網 の	目 合： 寸 分 (cm)	漁船登録番号	MG	-
規 模	総延長： m・使用反数： 反	推 進 機 関	電気点火・ジーゼル (○印をする)	

年 月分

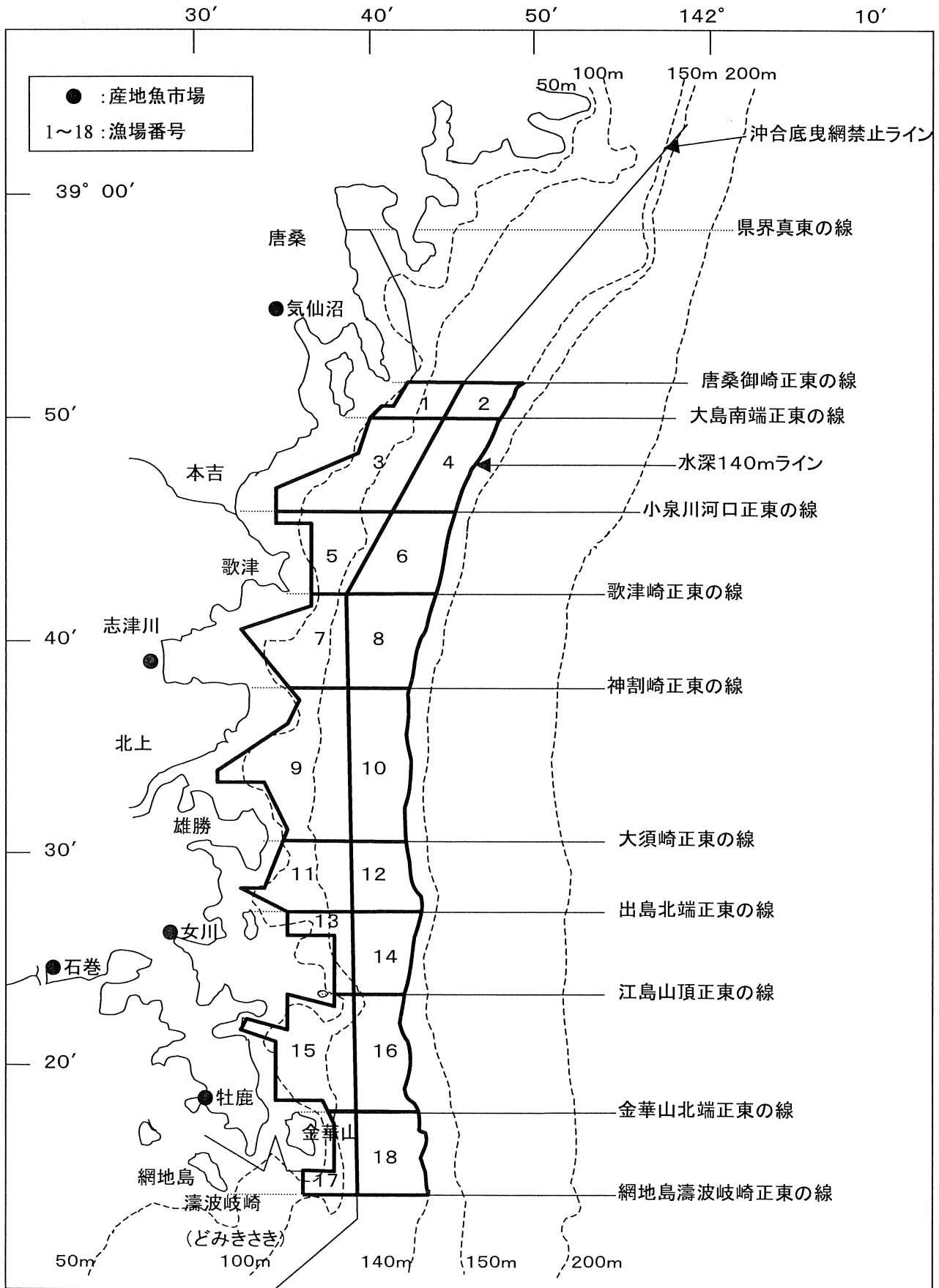
日	漁場 番号	水深 (m)	尾 数 (尾)			数 量 (kg)	金 額 (千円) 税抜き	敷 設 時 間	揚 網 時 間	備 考 (漁模様, 海況等を記入)
			オ ス	メ ス	合 計					
1							:	:		
2							:	:		
3							:	:		
4							:	:		
5							:	:		
6							:	:		
7							:	:		
8							:	:		
9							:	:		
10							:	:		
旬計										
11							:	:		
12							:	:		
13							:	:		
14							:	:		
15							:	:		
16							:	:		
17							:	:		
18							:	:		
19							:	:		
20							:	:		
旬計										
21							:	:		
22							:	:		
23							:	:		
24							:	:		
25							:	:		
26							:	:		
27							:	:		
28							:	:		
29							:	:		
30							:	:		
31							:	:		
旬計										
合計										

【秋さけ固定式さし網漁業に要した所要経費】

経 費 (千円)				経 費 合 計 (千円)
漁 具 費	燃 料 費	人 件 費	その他 () ()	

経費欄には、操業期間中に要した経費を記入する。

宮城県地先海面における「秋さけ固定式さし網漁業」操業区域



雑 報

○名取市愛鳥東部第二土地区画整理組合理事長から、次のとおり公報登載の依頼があった。
平成二十二年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市愛鳥東部第二土地区画整理事業に係る松浦庄治に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項の規定による仮換地の指定通知については、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百二十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告する。

平成二十二年八月十日

名取市愛鳥東部第二土地区画整理事業

施行者 名取市愛鳥東部第二土地区画整理組合

理事長 渋 谷 正 志

一 通知の日付及び番号

平成二十二年六月七日 名愛東二区第千十四号 指定第七十号 及び平成二十二年六月七日 名

愛東二区第千十五号 指定第百九十三号

二 通知の内容

名取市愛鳥東部第二土地区画整理事業の仮換地となるべき土地について、平成十五年七月一日付け、名愛東二区第四百二十九号指定第四百六十号とした仮換地指定を取り消し、次の事項のとおり指定する。

1 所有者の住所及び氏名

住所 不詳

氏名 松浦 庄治

2 従前の土地

一 所在地 名取市愛鳥笠島字東小泉二十一番地

二 地目 墓地

三 地積 百五平方メートル

3 仮換地の土地

一 街区番号 三十五街区

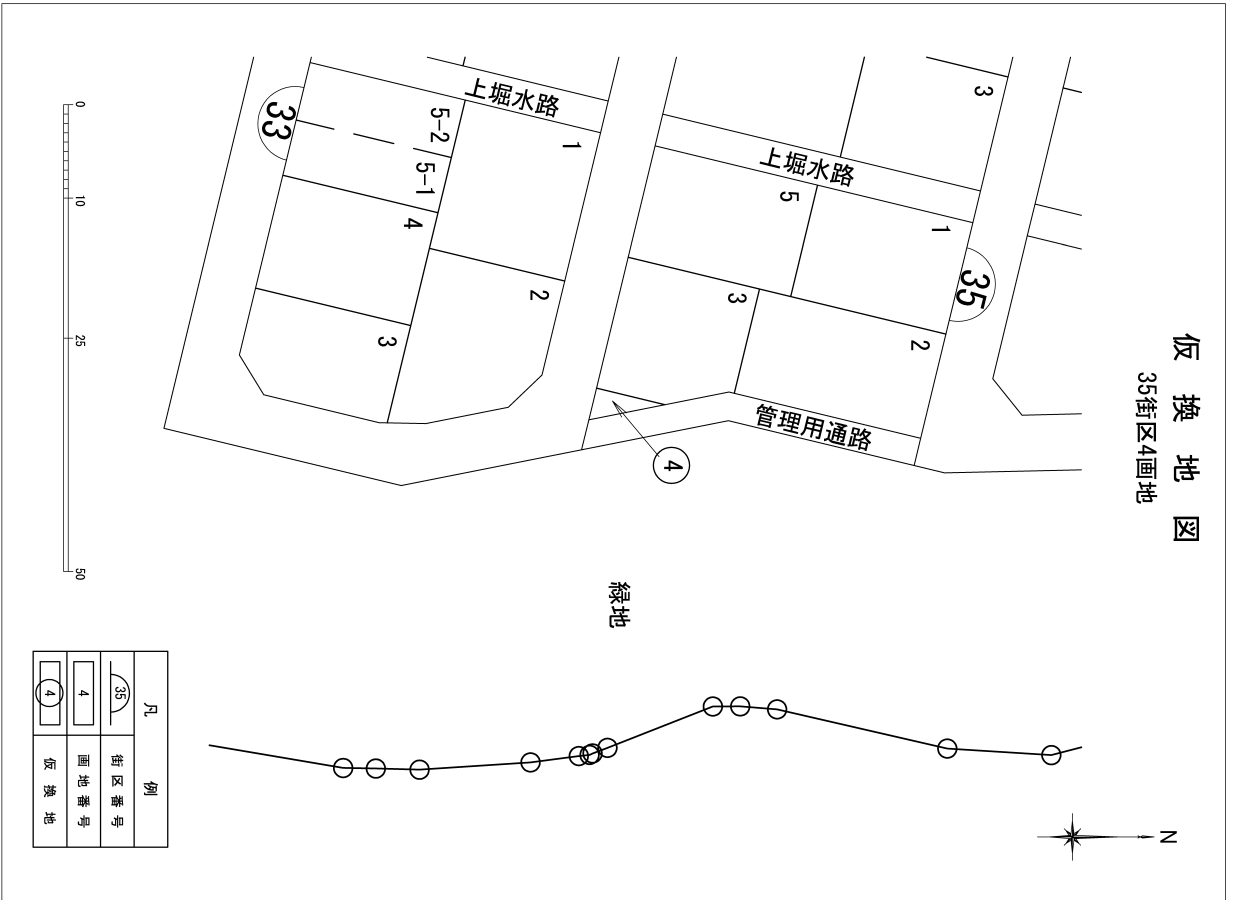
二 画地番号 四画地

三 地積 九平方メートル

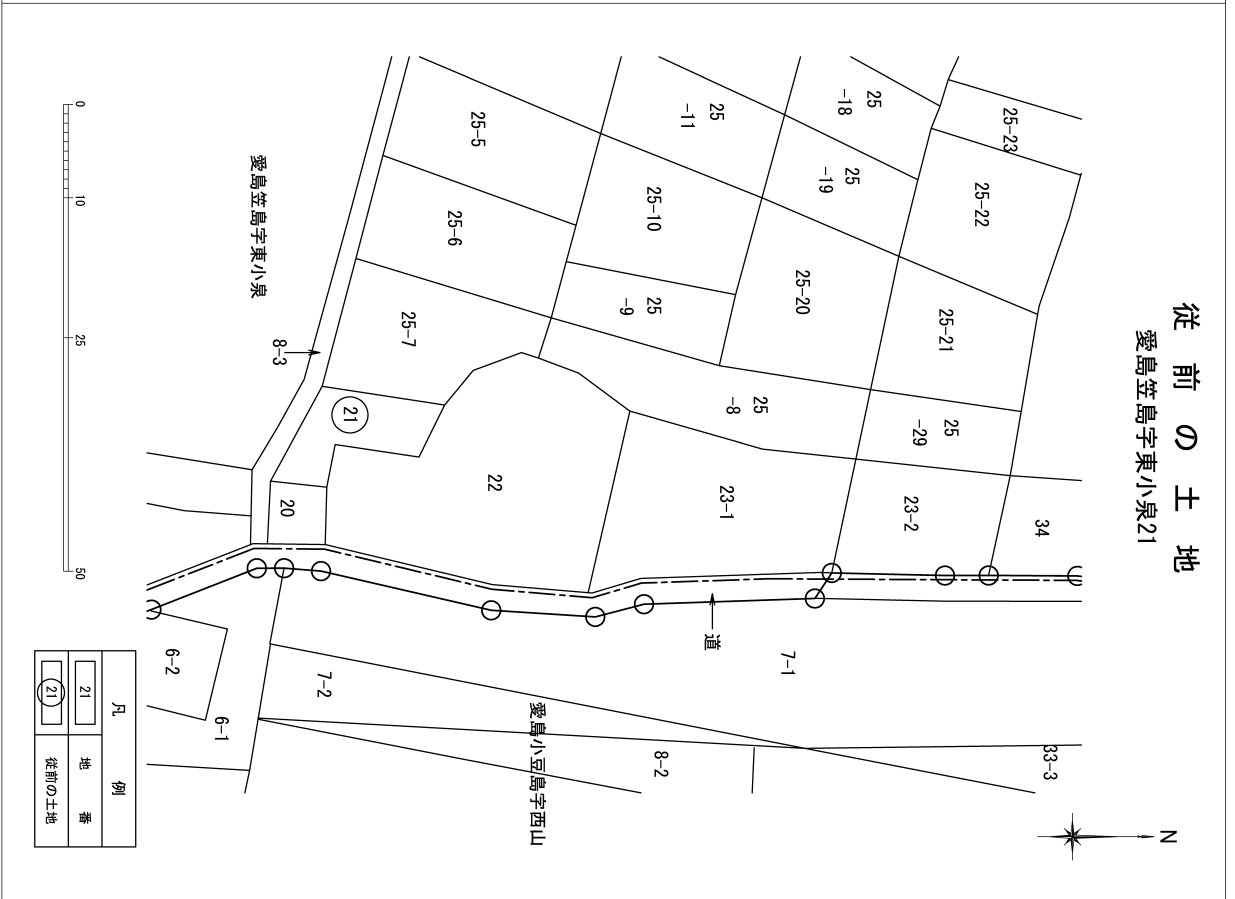
- 4 仮換地の取り消し及び指定の効力発生の日 平成二十二年六月十四日
 - 5 仮換地について使用又は収益を開始することができる日は、別に定めて通知する。
 - 6 仮換地図 別図のとおり
- 三 教示

この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に宮城県知事に審査請求をすることができます。

仮換地図
35街区4画地



従前の土地
愛島笠島字東小泉21



正 誤

○宮城県公報第二二七八号(平成二十二年七月三十日付け)中

ページ	段	行	正	誤
一	上	五	変更	設置
二	上	二	第十五条の二の五第一項	第十五条第一項
二	上	二	変更	設置